

G 7 内務・安全担当大臣コミュニケ
2023年12月10日 於：茨城県水戸市

附属文書 II

国境を越える組織的詐欺との闘いにおける協力強化に関する G 7 宣言

1. オンライン及び電話詐欺を含む詐欺は、進化し、その性質においてますます巧妙化、組織化し、また国境を越えるものとなった。社会の発展を支えてきた情報通信技術の発展はまた、世界中の犯罪者によって、詐欺を通じて最も脆弱な立場にある人々を餌食とするため、悪用されている。
2. オンライン及び情報通信技術によって、組織犯罪集団は国境を越えて活動し、多様な形態の詐欺を行うことができるようになった。世界の特定の地域において、我々は、遠隔で詐欺を行うため、セーフ・ヘイブンを求めて海外へ渡航する犯罪集団を目の当たりにする。我々はまた、国境を越える組織的詐欺と人身取引、特にソーシャルメディア上のメッセージを通じておびき出され、こうした犯罪集団の共犯者として働かされる、人身取引被害にあった人々との間の関連性が増大していることを目の当たりにする。
3. 加速する技術的な変化及び犯罪者の手口が社会の変化に適応することに鑑み、我々は、今行動しない限り、組織犯罪集団によって行われる詐欺が引き起こす人的及び社会的コストが引き続き増大し、より大きな課題となることを認識する。
4. 我々は、以下の点を含め、あらゆる形態の詐欺に対処し、背後にいる組織犯罪集団を発見、分断、解体するために、G 7 間での協力を強化し、世界中の我々のパートナーと協働する。
 - 詐欺犯の活動範囲及びその犯行手段を防止すること。
 - 国境を越えて活動する組織的な詐欺犯を追跡すること。
 - 一般市民により力を与えること。
 - 国際的な理解、パートナーシップ及び能力を構築すること。
5. 法執行機関を含む政府及び産業界は、詐欺から社会をよりよく守る役割を持ち、また、被害者及び一般市民は、常にこれらのアプローチの中心にある。これを念頭に置き、我々は、適切な枠組み及び2024年3月に英国が主催する国際詐欺サミットを含む国際的なフォーラムを通じて、G 7 及び世界中の我々のパートナーの間であらゆる形態の詐欺犯罪と闘う国際的なコンセンサス及びコミットメントの創出に努める。